

役員費用弁償及び役員報酬に関する規程

社会福祉法人 双葉福社会

役員報酬規程及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉福社会（以下「当法人」という。）の定款の第8条及び第21条の規定に基づき、役員等評議員の報酬費用弁償及び役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 前条に定めるものが、その職務のために出張する場合は、費用弁償して旅費を支給する。
2 前条の旅費の支給方法は、当法人旅費規程に準ずる。

(役員及び評議員報酬)

第3条 役員及び評議員が理事長の招集に応じ理事会、評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき5,500円を支給する。
2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき日当5,500円を支給する。

(役員及び評議員報酬の支払)

第4条 役員及び評議員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第5条 旅費は、当法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

社会福祉法人双葉福社会



附 則

- 1. この規程は平成15年4月1日から施行する。
2. この規程は平成29年6月30日から施行する。